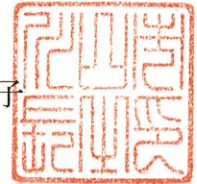


川都交発第 6 号
令和8年6月22日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯 塚 孝 行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年11月28日執行の都市計画部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（都市交通対策室・現都市交通対策課）

都市交通対策室の郵便切手等の受払いにおいて、受払簿の整理が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

都市交通対策室の郵便切手等の受払いは、定期監査終了後に発生していませんが、令和8年4月1日付けの組織改正に伴い、旧交通安全対策課の郵便切手等受払簿を引き継ぎ、4月13日以降の使用について、適切に記載をしております。

引き続き、郵便切手等を使用する際は、適正な事務の執行及び管理を徹底して参ります。

